

令和6年第17回公安委員会会議録

日時	7月11日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時40分	場所	公安委員会室
会議出席者	公安委員	吉田委員長 甲斐委員 小野委員 宮尾委員 野口委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

聴聞7件、意見の聴取20件についての決裁（運転免許課）

第2 定例会議

1 「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の一部改正と取組計画に基づく令和5年度の主な取組状況について

警察本部から、「熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」の一部改正と取組計画に基づく令和5年度の主な取組状況について報告が行われた。

公安委員から「女性職員が活躍するための職場づくりに関して、警察では女性職員のロールモデルが少ないのではないかと。また、女性専用施設の整備について、当事者である女性職員からの要望を把握できているか。」旨の発言があり、警察本部から「昨年、女性署長を配置しているが、引き続き、女性職員のキャリア形成支援についてはしっかりと意識していく。また、女性専用施設の整備については、職員からの提案制度等を通じた意見要望の把握に努めたい。」旨の説明があった。

また、公安委員から「今回、男性職員の育児休業取得率の数値目標が、現状30%から50%に上方修正されているが、単に国に準じた目標を掲げるだけでなく、本県の実情や制度のメリット・デメリットを踏まえた上で、すべての人が腑に落ちながら取組を進めていくことが大切である。」旨の発言があり、警察本部から「育児休業の取得促進は国全体として取り組んでいる対策であることから、そういった点で、政府の目標も参考にしながら今回の目標を設定したところである。また、県警としては、魅力ある職場、働きやすい職場、若者から選ばれる職場を実現するという点でも、育児休業の取得率を上げていくことは組織のメリットであると考えている。実際に取得してよかったという声も多く聞かれることから、こうしたメリットの組織的な共有に努めるとともに、一方で、サポート側の職員の負担に対する配慮も行っていきたい。育児休業や休暇の取得促進等を始めとしたワークライフバランスへの取組を推進するため、引き続き、業務の見直しやデジタル化の徹底を図っていきたい。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 苦情（R6. No.7）の調査結果についての決裁（地域課）
- 2 苦情（R6. No.9）の調査結果についての決裁（捜査第二課）
- 3 猟銃等所持者の取消処分に関する聴聞の実施についての決裁（生活環境課）
- 4 改正銃刀法についての報告（生活環境課）
- 5 暑熱対策の推進についての報告（総務課）
- 6 苦情（R6. No.12）の受理についての報告（公安委員会事務室）
- 7 意見・要望等（R6. No.10, No.11）の受理についての報告（公安委員会事務室）
- 8 審査請求（R6. No.1）の取下げについての報告（公安委員会事務室）
- 9 令和6年第14回～第16回公安委員会会議録の決裁（公安委員会事務室）